

様式第1号

面接記録票

面接年月日	年	月	日	面接者印	
支援給付を受けようとする者 氏 名 男・女 歳 世帯主 氏 名 住 所 (来訪者が本人でない場合) 氏 名 住 所 要支援者との関係					
				1 面接の結果	
				2 第1回調査予定日及び交付必要書類名	
来訪目的、支援給付(生活保護)の経歴、 決定上の注意事項、要支援者の家庭の状況 被支援者の特性等				3 面接員の所見	
訪問経路図					

様式第2号

県費

市町村費

支 援 給 付 台 帳

被支援者
番号

世帯主 氏 名				居住地 現住地								
本籍地							居住の 始 期	年 月 日				
氏 名		個人番号		続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	心身の 状 況	職 業		
										特殊技能	現職	
被 支 援 家 族	1				中国残留 邦人本人							
	2				配偶者							
	3											
	4											
同 居 家 族 の 状 況	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
資 産 の 調	内 容	見 積 額	処分の 可否	負 債 の 調	種類	金額	契約の内容					
	土 地 家 屋 その他											
住 居 の 状 況	自家借家 (間)の別	規模 構造	建坪	量数別 室数	衛生状態	水道設備	電灯数	貸間の有無 及びその広さ				
					良 不良	有 無						
不 在 者 の 状 況	氏 名	続柄	性別	年齢	不在の時期及び不在者の現住地			原因	家庭との関係			
扶 養 義 務 者 の 状 況	氏 名	続柄	性別	年齢	住 所			扶養能力の有無 及び扶養の程度				
備 考												

様式第3号

支 援 給 付 決 定 調 書

調書(1)

申 請		支給台帳		統計資料		被支援者 番号登載	
決判	年 月 日	稟議	所 長 課 長 指導員	施行		起案 担当員	年 月 日
支 援 給 付 決 定 伺 調書の通り決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。							
申請書受理簿		支給台帳		統計資料		被支援者 番号登載	
決判	年 月 日	稟議	所 長 課 長 指導員	施行		起案 担当員	年 月 日
支 援 給 付 決 定 伺 調書の通り決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。							
申請書受理簿		支給台帳		統計資料		被支援者 番号登載	
決判	年 月 日	稟議	所 長 課 長 指導員	施行		起案 担当員	年 月 日
支 援 給 付 決 定 伺 調書の通り決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。							
申請書受理簿		支給台帳		統計資料		被支援者 番号登載	
決判	年 月 日	稟議	所 長 課 長 指導員	施行		起案 担当員	年 月 日
支 援 給 付 決 定 伺 調書の通り決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。							
申請書受理簿		支給台帳		統計資料		被支援者 番号登載	
決判	年 月 日	稟議	所 長 課 長 指導員	施行		起案 担当員	年 月 日
支 援 給 付 決 定 伺 調書の通り決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。							
申請書受理簿		支給台帳		統計資料		被支援者 番号登載	
決判	年 月 日	稟議	所 長 課 長 指導員	施行		起案 担当員	年 月 日
支 援 給 付 決 定 伺 調書の通り決定してよろしいか。なお、決裁の上は例文により通知してよろしいか。							

最低生活費認定額									
区分			一般分	加算額	変更	変更	変更	変更	
第一類	1	歳 男女							
	2	歳 男女							
	3	歳 男女							
	4	歳 男女							
	小 計								
	通 減 率								
	計								
	第 二 類								
生活費計									
住 宅 費									
介護費	認定年月日								
	氏 名								
	所 要介護費 概 算月額								
	介護保険費(一)								
	その他公費(一)								
	差引計								
医療費	認定年月日								
	氏 名								
	所 要医療費 概 算月額								
	医療保険費(一)								
	その他公費(一)								
	差引計								
	その他								
費									
費									

決定 番号	支援給付決定欄						
	月日	種別	最低生活費	収入充当額	扶助額	方法	開始廃止変更決定理由
1	.	生					
		住					
		計					
		介					
		医					
2	.	生					
		住					
		計					
		介					
		医					
3	.	生					
		住					
		計					
		介					
		医					
4	.	生					
		住					
		計					
		介					
		医					
5	.	生					
		住					
		計					
		介					
		医					
6	.	生					
		住					
		計					
		介					
		医					
7		生					
		住					
		計					
		介					
		医					
8		生					
		住					
		計					
		介					
		医					

様式第4号

支援給付金品支給台帳

地 区			定 例 支給日	日	被支援者 番 号		被支援 世帯 氏 名	
月 別	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	支援給付	支援給付	支援給付	支援給付	合 計	摘 要
月分	円	円	円	円	円	円	円	
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
月分								
支給月日	品 目		数 量	金 額		摘 要		
				円				
支給上の 注意事項								

様式第5号

被 支 援 者 記 録 票

[illegible]

様式第6号

受 付 簿

[illegible]

様式第7号

被 支 援 者 番 号 索 引 簿

[illegible]

様式第8号

被 支 援 者 番 号 登 載 簿

被 支 援 者 番 号	氏 名	住 所	開始、停廃止、却下の別及び年月日			
			印	年 月 日	印	年 月 日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

支 援 給 付 申 請 書 受 理 簿

[illegible]

様式第10号

醫療券交付處理簿									
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(年 月分)

[illegible]

様式第11号

介 護 券 交 付 処 理 簿

(年 月分)

[illegible]

様式第12号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付申請書

支援給付を受けようとする方の住所										※実施機 関等受付 年月日
支 援 給 付 申 請 世 帯	氏 名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
			中国残留 邦人等本人							
			配偶者							
同 居 し て い る 世 帯										※町村役 場受付年 月日
家族のうち別のところに住んでいる方がいるときはその方の名前と住んでいるところ										
資産の状況(別添1)			収入の状況(別添2)			関係先照会への同意(別添3)				
支援給付を申請(変更申請)する理由										
上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請(変更申請)します。 年 月 日 申請者住所 氏 名 支援給付を受けようとする方との関係 支援給付の実施機関の長殿										

(記入上の注意)

- ※印欄は記入しないでください。
- 申請者と支援給付を受けようとする方が異なる場合は、別添の書類は支援給付を受けようとする方に記入してもらってください。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記入のうえ添付してください。
- 事実と違う申告をするなど不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。
- この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入し、別添1から3のうち必要なものを添付してください。

(別添1)

(表 面)

資 産 申 告 書

支援給付の実施機関の長 殿

年 月 日

氏 名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産 有・無

(不動産をお持ちの方は御記入ください。)

土地			延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
	(1) 宅 地	有・無				有・無
	(2) 田 畑	有・無				有・無
	(3) 山 林 その他	有・無				有・無
建物			延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
	(1) 居 住 用	持家・借家・借間 (いずれかを○で囲んで下さい)			(家賃 円)	有・無
	(2) そ の 他	有・無				有・無

2 現金・預貯金、有価証券等

現金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預金先	口座番号	口座名義人	預貯金額
有 価 証 券	有・無	種類	額面	評価概算額	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

(裏 面)

		契 約 先 契 約 者	解約返戻金	契約金	保 険 料
生 命 保 険	有・無				
その他の保険	有・無				

3 その他の資産 有・無

(上記1、2以外の資産をお持ちの方は御記入ください。)

自 動 車 (自動二輪を含む)	有・無	使用状況	所有者氏名	車 種	排 気 量	年 式
		使 用 未 使 用				
そ の 他 高価なもの	有・無	品 名				

4 負債（借金）

	金 額	借 入 先
有 ・ 無		

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする方が記入して下さい。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んで下さい。土地については借地等の場合も記入して下さい。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入して下さい。
 - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入して下さい。
 - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入して下さい。
 - ③ その他高価なものがあれば品名を記入して下さい。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入のうえ添付して下さい。
- (5) 事実と違う申告をするなど不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

※被支援者から毎年6月に提出してもらう様式
(その他の年金については企業年金の申告漏れに留意すること)

別添 2-1

収 入 申 告 書

支援給付の実施機関の長 殿

年 月 日

氏 名

年分の私の世帯の総収入は、下記のとおりです。

1 年金収入 有・無

(年金収入がある方は御記入ください。)

受給者のお名前	年金の種類	収入額
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ()	月額 円
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ()	月額 円

2 働いて得た収入 有・無

(昨年1月から12月の間に働いて収入があった方は御記入ください。)

働いた方のお名前	勤め先	収入額(年額)	必要経費(年額)
		年額 円	年額 円
		年額 円	年額 円

※必要経費欄には、仕事をする上で必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料などの経費を御記入ください。

※給与明細書等を添付してください。

3 その他の収入 有・無

(昨年1月から12月の間に上記1、2以外の収入があった方は御記入ください。)

受給者のお名前	内 容	収入額(年額)
		年額 円
		年額 円

※その他の収入とは、恩給、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、障害者手当、仕送り、現物による収入、生命保険等の給付金、交通事故等の補償金、財産収入(土地、家屋の賃貸料等)などです。

(記入上の注意)

- (1) 上記1～3の収入は、その有無について○で囲んでください。
- (2) 収入申告書提出後に、収入が無くなった場合など生活の維持が困難となった場合や、年金収入に変動があった場合は御連絡ください。
- (3) 書ききれない場合は、余白又は別紙に御記入のうえ、添付してください。
- (4) 事実と違う申告をするなど不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

※要支援者と同居している二世等世帯に提出してもらう様式
(その他の年金については企業年金の申告漏れに留意すること)

別添 2 - 2

収 入 申 告 書

支援給付の実施機関の長 殿

年 月 日

氏 名

年分の私と同居している世帯の総収入は、下記のとおりです。

1 年金収入 有・無

(年金収入がある方は御記入ください。)

受給者のお名前	年金の種類	収入額
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ()	月額 円
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ()	月額 円

2 働いて得た収入 有・無

(昨年 1 月から 1 2 月の間に働いて収入があった方は御記入ください。)

働いた方のお名前	勤め先	収入額 (年額)	必要経費 (年額)
		年額 円	年額 円
		年額 円	年額 円

※必要経費欄には、仕事をする上で必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料などの経費を御記入ください。

※給与明細書等を添付してください。

3 その他の収入 有・無

(昨年 1 月から 1 2 月の間に上記 1、2 以外の収入があった方は御記入ください。)

受給者のお名前	内 容	収入額 (年額)
		年額 円
		年額 円

(記入上の注意)

- (1) 上記 1 ～ 3 の収入は、その有無について○で囲んでください。
- (2) 収入申告書提出後に、収入が無くなった場合など生活の維持が困難となった場合や、年金収入に変動があった場合は御連絡ください。
- (3) 書ききれない場合は、余白又は別紙に御記入のうえ、添付してください。
- (4) 事実と違う申告をするなど不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

※要支援者から新規申請及び直近月の収入を基に月額を算定する際に提出してもらう様式
(その他の年金については企業年金の申告漏れに留意すること)

別添 2 - 3

収 入 申 告 書

支援給付の実施機関の長 殿

年 月 日

氏 名

私の世帯の総収入は、下記のとおりです。

1 年金収入 有・無

(年金収入がある方は御記入ください。)

受給者のお名前	年金の種類	収入額
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ()	月額 円
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ()	月額 円

2 働いて得た収入 有・無

(現在働いている方は御記入ください。)

働いた方のお名前	勤め先	収入額 (月額)	必要経費 (月額)
		月額 円	月額 円
		月額 円	月額 円

※必要経費欄には、仕事をする上で必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料などの経費を御記入ください。

※給与明細書等を添付してください。

3 その他の収入 有・無

(現在上記 1、2 以外の収入がある方は御記入ください。)

受給者のお名前	内 容	収入額 (月額)
		月額 円
		月額 円

※その他の収入とは、恩給、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、障害者手当、仕送り、現物による収入、生命保険等の給付金、交通事故等の補償金、財産収入(土地、家屋の賃貸料等)などです。

(記入上の注意)

- (1) 上記 1～3 の収入は、その有無について○で囲んでください。
- (2) 収入申告書提出後に、収入に変動があった場合は御連絡ください。
- (3) 書ききれない場合は、余白又は別紙に御記入のうえ、添付してください。
- (4) 事実と違う申告をするなど不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

同 意 書

支援給付の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の資産及び収入の状況につき、支援給付の実施機関が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴支援給付の実施機関の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

住所
氏名

支援給付の実施機関の長 殿

様式第13号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付申請書

下記のとおりであるから中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による葬祭支援給付を受けたいので証ひょう書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者住所
氏 名

支 援 給 付 の 実 施 機 関 の 長 殿

記

死者	氏 名			葬祭を行う者との関係	
	死亡年月日	年 月 日	死亡時の住所又は居所		
葬 祭 予 定 日		年 月 日			
葬 祭 費		遺 留 金 額	差 引 不 足 額	備 考	

様式第14号

給 与 証 明 書

年 月 日

住 所
事業所（雇主）

支 援 給 付 の 実 施 機 関 の 長 殿

次の通り証明します。

氏 名			(歳)	職 務 名 及 内 容	
居住地					
給 与 額	基 本 給	円	控 除 額	所 得 税	円
	日 給(日分)			健 康 保 険 料	
	家 族 手 当			厚生年金保険料	
	地 域 手 当			失 業 保 険 料	
	手 当				
	小 計(イ)				小 計(ロ)
差 引 支 給 額 (イ)-(ロ)			摘 要		
前2月の 手 取 額	月分				
	月分				
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条の規定により処罰されることがありますから御注意下さい。					

様式第15号

住 宅 補 修 計 画 書			申 請 者 氏 名			
建 物 の 規 模 構 造						
補修を必要とする状況	1. 破損の状況					
	2. 修理の規模					
補修のために必要とする費用の内訳	品 名	規 模	単価×数量＝金額			備 考
			単 価	数 量	金 額	
見 積 者	見 積 年 月 日	年 月 日				
	住 所					
	氏 名					

生 業 計 画 書

申 請 者 氏 名	
--------------	--

1. 生業計画の内容（誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするか）

2. 生業に必要なものの品と金額

3. 生業の見透し

イ 収入をあげ得る時期

ロ 収入見込額

ハ 収入をあげるために必要な材料代その他の費用

ニ 利益（ロからハを引いた額）

発 第 号

年 月 日

支援給付の実施機関の長

印

殿

支 援 給 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を、下記のとおり決定したから通知します。

記

1 支援給付の種類及び程度

イ 種類	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	() 支援給付	計
ロ 程度	円	円	円	円	円	円

- ハ 介護支援給付自己負担額 円（事業者名 ）
 円（事業者名 ）
 円（事業者名 ）
 ニ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始時期 年 月 日

3 支援給付の方法

イ () 支援給付中の 費は () 渡しとする。

4 支援給付を決定した理由

5 支援給付金の支給日及び支給場所

（備考）

- (1) この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由。
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記 (2) の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 50 日（50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 支援給付金を受取るときにはこの通知書が必要ですから忘れないように持参してください。

（注） この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

[illegible]

様式第17号の2の2（支援給付と配偶者支援金を合わせて通知する場合2）

発 第 号
年 月 日

支援給付及び配偶者支援金の実施機関の長 殿

支 援 給 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を、下記のとおり決定したから通知します。

記

1 支援給付の種類及び程度

イ 種類	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	() 支援給付	計
ロ 程度	円	円	円	円	円	円

ハ 介護支援給付自己負担額 円（事業者名 ）
円（事業者名 ）
円（事業者名 ）
ニ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始時期 年 月 日

3 支援給付の方法
イ () 支援給付中の 費は () 渡しとする。

4 支援給付を決定した理由

5 支援給付金の支給日及び支給場所

配 偶 者 支 援 金 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 配偶者支援金の決定額 円
2 配偶者支援金の開始時期 年 月
3 配偶者支援金を決定した理由
4 配偶者支援金の支給日及び支給方法

（備考）

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由。
(2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
(3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
(4) 支援給付金又は配偶者支援金を受取るときにはこの通知書が必要ですから忘れないように持参してください。

（注） この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

様式第 17 号の 3（配偶者支援金単独の決定通知）

発 第 号
年 月 日

配偶者支援金の実施機関の長 ⑨

殿

配 偶 者 支 援 金 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 配偶者支援金の開始時期 年 月

2 配偶者支援金の決定額

決定額
円

3 配偶者支援金を決定した理由

4 配偶者支援金の支給日及び支給方法

（備考）

- (1) この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由。
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して 50 日（50 日以内に行政不服審査法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合は 70 日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（注） この通知書は変更の場合にも用いるものとする。

発 第 号
 年 月 日

支援給付の実施機関の長

⑨

殿

支 援 給 付 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援
給付については、下記の理由で支援給付できないから却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日か
ら起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定が
あったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の
翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決
があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟
において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起するこ
とができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内
であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの
訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれか
に該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提
起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68
号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備
を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の
規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の
執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

発 第 号
年 月 日

配偶者支援金の実施機関の長

㊞

殿

配偶者支援金申請却下通知書

年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金については、下記の理由で支給できないので却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しを訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

発 第 号

年 月 日

支援給付の実施機関の長

⑨

殿

支 援 給 付 廃 止 決 定 通 知 書
停 止

年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を下記のとおり

廃止 したから通知する。
停止

記

1 廃止 した支援給付の種類
停止

2 停止する期間

3 廃止する時期 年 月 日

4 理 由

(備考) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

発 第 号
年 月 日

配偶者支援金の実施機関の長 ㊟

殿

配偶者支援金廃止決定通知書

年 月 日第 号により決定した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金を下記のとおり廃止したから通知する。

記

1 廃止する時期

2 理由

(備考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しを訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

発 第 号
年 月 日

支援給付及び配偶者支援金の実施機関の長 ㊟

殿

支援給付及び配偶者支援金廃止決定通知書

年 月 日第 号（及び 年 月 日第 号）により決定した中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の
支援に関する法律等による支援給付及び配偶者支援金を下記のとおり廃止したから通知す
る。

記

1 廃止する時期

2 理由

（備考）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か
月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日
の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過
すると審査請求することができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があった
ことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表
する者は市長となります。）この決定の取消しを訴えを提起することができます（なお、
裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の
翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を
経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不
服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場
合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査
法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決
定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると
き。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第20号の1

年 月 日交付	検 診 命 令 書	年 月 日
交付第 号		
検査を受ける者の 居住地及び氏名	殿	
	支援給付の実施機関名	印

下記により検査を受けて下さい。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称
所在地及び担当医師等氏名
- 4 備考

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。
- 2 この検診命令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「支援法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第1項の規定にもとづくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第5項の規定によって、あなたの支援給付申請が却下され、またはあなたに対する支援給付が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、支援給付の実施機関に相談して下さい。

様式第20号の2

※

年 月 日交付	
交付第	号

検 診 料 請 求 書

支援給付の実施機関の長 殿

年 月 日

医療機関の所在地

名 称

医療機関の長又は開設者
及び代表者の氏名

下記のとおり請求します。

※ 受診者		※ 居住地	
請求額	診 察 料	点	(検査名等)
	料	点	
	料	点	
	合 計	点	円

(注意)

この請求書により直接支援給付の実施機関あて請求して下さい。

※

年 月 日交付	
交付第	号

検 診 書

検査を受ける者の
居住地及び氏名

歳 男・女

支援給付の実施機関の長 殿

年 月 日

医療機関の所在地及び名称
院 (所) 長

担当医師

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

- 1 傷病名
- 2 病 状
- 3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※担当員
記 事

(注意)

この検診書は、支援給付の実施機関の長あて直接送付して下さい。

様式第 21 号

番 号
年 月 日

殿

支援給付の実施機関の長
氏 名



中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるも
のとされた生活保護法第 29 条の規定に基づく調査について（依頼）

支援給付の決定若しくは実施又は生活保護法第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のため
に必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦
人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものと
された生活保護法第 29 条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため
申し添えます。

記

（参考 1）

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶
者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）
第 14 条 （略）
2・3 （略）
4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の
例による。

（参考 2）

- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若し
くは第 78 条の規定の施行のために必要があるときは、次の各号に掲げる者の当該各号
に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141

号) 第3条第2項に規定する共済組合等(以下「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一～三 (略)

四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

五 (略)

○ 生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

番 号
年 月 日

殿

配偶者支援金の実施機関の長
氏 名

公印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第3項において準用する第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

配偶者支援金の決定又は実施のために必要がありますので、生活保護法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当実施機関において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

（参考1）

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

第15条 （略）

2 （略）

3 前条第4項、第5項及び第7項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。

第14条 （略）

2・3 （略）

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

（参考2）

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 （略）

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあったときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

番 号
年 月 日

殿

支援給付の実施機関の長
氏 名 

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
等による支援給付の決定に伴う扶養の可否について（照会）

あなたの 〃 にあたる甲さん（住所 〃 ）は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付を申請して（受けて）いますが、同法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 4 条では、民法に定められた扶養義務者による扶養はこの法律に優先して行われるものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、支援給付の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までにご回答下さい。

(特記事項)

(担当者 〃)

(参考 1)

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）
第 14 条 （略）
2・3 （略）
4 この法律に特段の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

(参考 2)

- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の指示のため活用することを要件として行われる。
2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

(参考 3)

- 民 法（明治 29 年法律第 89 号）
第 877 条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

扶 養 届 書

支援給付の実施機関の長 殿

住所

氏名

先に照会のあった甲に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援・・・対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりのことを言います。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から（又は既に行っている）
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先（電話番号 — — ）

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可（理由： ）
援助の開始時期	年 月から（又は既に行っている）
援助の方法・程度	①金銭により毎月（年） ・ 3,000円 ・ 5,000円 ・ 10,000円 ・ 円を送付します。 ②物品により毎月（年） を 程度送付しています。 ③氏名 を引き取ります。 ④その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況					
氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	勤 務 先	平 均 月 収 額
	本人				円
上記のうち甲についての ①税法上の扶養控除を受けている者の氏名 ②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額（ 円）					
(2) 資産の状況	有・無	①家屋 m ² (坪)	②宅 地 m ² (坪)	③田畑 m ² (坪)	④山林等 m ² (坪)
(3) 負債の状況	有・無	負 債 の 内 容	返済月（年）額	返済の終了予定	
		住 宅 ロ ー ン	円		
		その他（ ）			
(4) 健康保険等の加入状況	①国民健康保険 ②健康保険 ③共済（ ） ④その他（ ）				
上記で①以外に加入している場合甲については被扶養者として ①認定されている ②認定されていない ③認定手続をとるつもり					

（記入上の注意）

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入して下さい。
- 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入して下さい。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付して下さい。

様式第23号

[illegible]

使用の際、規格は、日本標準規格A 4とし、氏名欄は20欄設けること。

様式第23号の2

[illegible]

様式第23号の3

[illegible]

様式第 24 号

審 査 請 求 書 (正・副)
再審査

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の
自立の支援に関する法律等に基づく令和 年 月 日付け第 号の

知 事 処分 審 査
実施機関の長 の について不服ですから、 再審査 を請求します。
市 (町村) 長 裁決

令和 年 月 日

請求人住所
氏名又は名称
受益者との関係 年齢

知 事 殿
厚生労働大臣

1 不服の趣旨及び理由
2 処分 (裁決) を知った日
3 不服申立ての教示の有無及びその内容

実施機関 受 付	年 月 日	都道府県受付	年 月 日
-------------	-------	--------	-------

番 号
年 月 日

殿

支援給付の実施機関の長

氏 名

公印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの にあたる甲さんに対して中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）による支援給付の開始を決定いたしますので、同法第 14 条 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 24 条第 8 項の規定に基づき通知します。

氏 名	
支援給付の開始の申請があった日	

(参考 1)

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）
- 第 14 条 （略）
- 2・3 （略）
- 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

(参考 2)

- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
- 第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 第 24 条 （略）
- 2～7 （略）
- 8 保護の実施機関は知れたる扶養義務者が民法の規定による扶助義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。

(参考3)

○ 民法（明治29年法律第89号）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当実施機関において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

番 号
年 月 日

殿

支援給付の実施機関の長
氏 名



中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律等の規定に基づく報告について（依頼）

あなたの 〃 にあたる甲さん（住所 〃 ）は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）による支援給
付を申請して（受けて）いますが、同法第 14 条 4 項においてその例によるものとされた生活保護法では
民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定め
る扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行
しない理由など支援給付の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めるこ
とができることとなっています。

つきましては、支援給付の決定や実施などのため必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務
を履行しない理由について報告いただきますようお願いします。

（特記事項）

（担当者 〃 ）

（参考 1）

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支
援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）
第 14 条 （略）
2・3 （略）
4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

（参考 2）

- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最
低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先
して行われるものとする。
第 28 条 （略）
2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のため必
要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、

厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

(参考3)

○ 民法（明治29年法律第89号）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

様式第 27 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書
(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 77 条の 2 の規定に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）より、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 に基づき、
毎月、 円を 年 月 日付費用決定通知による生活保護法第 77 条の 2 の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払いに充てるものとします。

年 月 日

住 所
氏 名

支援給付の実施機関の長 殿

様式第 28 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条第 1 項の規定に基づく徴収金の場合）

私は、不実の申告など不正の手段により支援給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条の 2 に基づき、交付される支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の額から、法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条第 1 項に基づく徴収金のうち貴支援給付の実施機関と協議し定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払いに充てるものとします。

記

- 支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れがたび重なる場合は「不実の申告」と支援給付の実施機関に判断される場合であること。
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金品から支払いに充てること。

年 月 日

住所
氏名

支援給付の実施機関の長 殿

年 月 日

私は、本申出に基づき 年 月分からの支援給付金品より毎月 円を 年 月 日
付費用徴収決定通知による法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 78 条第 1
項に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。